平成18年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第106号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、職員の給与を改定するものです。

- 〇 内 容
 - (1) 給料月額の引下げ
 - 例:行政職給料表(一)平均改定率 △1.1%
 - (2) 扶養手当の改定
 - ア 配偶者及び配偶者を欠く第一子の扶養手当の引下げ
 - ・月額 1万4,700円 → 1万3,700円 (1,000円減額)
 - イ 扶養親族である子等のうち3人目以降に係る扶養手当の引上げ
 - •月額 4,500円 $\rightarrow 5,500$ 円

(1,000円増額)

- (3) 地域手当の支給割合の引上げ
 - ・12% \rightarrow 18% (ただし、平成22年3月31日までは、 13%とします。)
- (4) 給料の特別調整額の改正
 - ・名称の変更給料の特別調整額 → 管理職手当
 - ・手当額について、定率制から定額制に改めます。
- (5) 平成19年3月に支給する期末手当に関する特例
 - ・平成18年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成 19年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま す。
- (6) 規定の整備
- 施行期日 平成19年1月1日。ただし、(2)イ、(4)及び (6)については、平成19年4月1日

議案第107号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより的確に反映するため、職員の退職手当の算出方法を改めるものです。

- 〇 内 容
 - (1) 退職手当の算出方法の改正
 - ・退職手当の額は、在職期間に応じた基本額と在職中の職務・職責に応じた調整額の合計額とします。
 - ・調整額は、退職前20年間における各年度ごとの職務・職責に 応じたポイントの合計に調整額単価を乗じて得た額とします。
 - (2) 規定の整備
- 施行期日 平成19年1月1日

議案第108号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

- 〇 内 容
 - (1) 給料月額の引下げ
 - ・平均改定率 △1.1%
 - (2) 扶養手当の改定
 - ア 配偶者及び配偶者を欠く第一子の扶養手当の引下げ
 - ・月額 1万4,700円 → 1万3,700円 (1,000円減額)
 - イ 扶養親族である子等のうち3人目以降に係る扶養手当の引上げ
 - •月額 4,500円 → 5,500円

(1,000円増額)

- (3) 地域手当の支給割合の引上げ
 - ・12% \rightarrow 18% (ただし、平成22年3月31日までは、 13%とします。)
- (4) 管理職手当の定額化
 - 手当額について、定率制から定額制に改めます。
- (5) 平成19年3月に支給する期末手当に関する特例
 - ・平成18年4月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成 19年3月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま す。
- (6) 規定の整備
- 施行期日 平成19年1月1日。ただし、(2)イ、(4)及び (6)については、平成19年4月1日